

大阪労働局発表  
令和8年4月27日

【照会先】  
大阪労働局 労働基準部 健康課  
(電話) 06(6949)6500

## “ 熱中症死亡ゼロを目指して ”

### 5月から9月まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施

～局長による熱中症パトロール・セミナー開催・団体要請～

- 令和7年の大阪府内の職場における熱中症の発生状況は、死亡者数が2人(前年9人)、休業4日以上之死傷者数が120人(前年94人)であり、死亡者数は大きく減少したものの、**12年連続で死亡災害が発生しており、また、死傷者数は近年の増加傾向に歯止めがかからず、前年より大幅に増加して過去最多**となりました。
- 気象庁が発表した(令和8年4月21日発表)向こう3か月の天候の見通し(令和8年5月から7月)では、近畿地方の気温は出現確率70%の割合で、**平年より高い予報**となっています。
- このため、大阪労働局(局長 高橋 秀誠)では、熱中症の死亡者ゼロを目指し、かつ、熱中症の重篤化を防止するため、本年も5月から9月までの期間「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症対策の一層の推進を図ります。  
(重点取組期間を7月に設定)
- 本キャンペーン期間中に局長による熱中症パトロール、セミナー開催、団体要請等、次頁の取組を行って熱中症対策の徹底を図るとともに、熱中症の重篤化を防止するため、前年度に労働安全衛生規則が改正され、事業主に義務化された「熱中症による重篤化を防止するための措置」の徹底を図ります。

# 令和8年度の熱中症対策の取組について

## 1 局長による熱中症パトロールの実施

キャンペーン期間中の6月1日に局長による熱中症パトロールを実施します。詳細は追って公表します。

## 2 セミナーの開催

キャンペーン期間中、暑さが本格化する6月までに熱中症対策セミナーを開催します。

### (1) 熱中症予防対策セミナー（資料1参照）

行政から熱中症対策の情報、気候変動適応法及び熱中症警戒アラート等の情報の提供のほか、専門医から、医師の視点による具体的な熱中症対策等の解説を行います。

### (2) 熱中症重篤化対策セミナー（資料2参照）

熱中症による労働者の死亡災害の殆どが、「初期症状の放置」「初期対応の遅れ」が原因となっていることから、専門医による「熱中症による重篤化のメカニズム」の解説、大阪市消防局による「熱中症による救急搬送の要否の判断と搬送までの応急処置等」の解説等、熱中症による重篤化を防止するために重要な知識について解説を行います。

## 3 各種団体等に対する熱中症対策等に係る要請

熱中症対策等の意識を高めるため、屋外作業の多い建設業、警備業等の各種団体等に対して、要請等を行います。

## 4 労働基準監督署による熱中症対策等の取組


大阪労働局管轄下の労働基準監督署の事業場指導等において、熱中症対策に取り組むよう指導し、また、各署に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン暑さ指数表示ボード」を掲示して、来庁者が「暑さ指数」や「警戒レベル」を確認できるようにします。

※ 暑さ指数（WBGT 値）とは、気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮して労働環境において作業者が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を総合的に行う指標です。


## 5 専用リーフレット等による周知啓発（資料3参照）

前年度に改正された労働安全衛生規則の「熱中症による重篤化を防止するための措置」や今年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知を行います。

## 6 ホームページでの周知広報

○ 大阪労働局の職場における熱中症対策はここ 



○ 大阪産業保健総合支援センターの熱中症セミナー情報はここ 



安全衛生担当の方へ

# 熱中症

資料1  
参加  
無料

## 予防対策セミナー

厚生労働省では「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を令和8年5月1日から9月30日まで実施しており、その一環として熱中症予防対策セミナーを開催します。

日時  
会場

- ① **令和8年4月30日(木)** 14:00~16:00  
会場 エル・おおさか 本館 7階 708号室 定員: **66名**
  - ② **令和8年5月11日(月)** 14:00~16:00  
会場 エル・おおさか 本館 6階 大会議室 定員: **100名**
  - ③ **令和8年6月4日(木)** 14:00~16:00  
会場 エル・おおさか 本館 6階 大会議室 定員: **100名**
- ※3回とも同じ内容です。ご都合の良い日にご参加ください。(すべて先着順です)

主な内容

- ◆ **熱中症による労働災害発生状況及び「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等について** 【大阪労働局 労働基準部 健康課 担当官】
- ◆ **医学的視点から見た熱中症予防対策** 【大阪産業保健総合支援センター 産業保健相談員 (産業医)】
- ◆ **近年の地球温暖化の現状及び改正気候変動適応法等について** 【環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課 担当官】

申込方法

【大阪産業保健総合支援センター】のホームページからお申し込みください  
<https://osakas.johas.go.jp/seminar/>

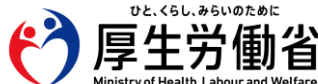


大阪市中央区北浜東3-14  
京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m  
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m



【お問合せ】

大阪産業保健総合支援センター TEL 06-6944-1191 <https://osakas.johas.go.jp/>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

主催: 大阪労働局 労働基準部 健康課  
共催: 大阪産業保健総合支援センター

知って労働者を守る！

# 熱中症

# 重篤化防止対策セミナー



資料2  
参加  
無料

熱中症による労働者の死亡災害の殆どが、「初期症状の放置」「初期対応の遅れ」が原因となっていることから、令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症による重篤化を防止するための措置を講じることが事業主に義務付けられました。しかしながら、令和7年には、全国及び大阪府内で熱中症による労働者の死亡災害が発生しています。

そこで、**熱中症による重篤化を防止**するための事業主・安全衛生担当者向けのセミナーを開催します。

日時  
会場

- ① **令和8年5月21日(木) 14:00~16:00**  
会場 エル・おおさか 本館 6階 大会議室 定員：**100名**
  - ② **令和8年6月8日(月) 14:00~16:00**  
会場 エル・おおさか 本館 7階 708号室 定員：**66名**
  - ③ **令和8年6月12日(金) 14:00~16:00**  
会場 エル・おおさか 本館 6階 大会議室 定員：**100名**
- ※3回とも同じ内容です。ご都合の良い日にご参加ください。(すべて先着順です)

主な内容

- **職場における熱中症による「重篤化防止措置」について**  
【大阪労働局 労働基準部 健康課 担当官】
- **熱中症による重篤化のメカニズム**  
【大阪産業保健総合支援センター 産業保健相談員(産業医)】
- **熱中症による救急搬送の要否の判断と搬送までの応急処置**  
【大阪市消防局 救急部 救急課 担当官】

申込方法

【大阪産業保健総合支援センター】のホームページからお申し込みください  
<https://osakas.johas.go.jp/seminar/>

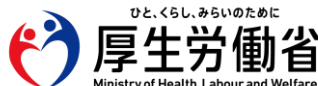


大阪市中央区北浜東3-14 京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m  
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m



【お問合せ】

大阪産業保健総合支援センター TEL 06-6944-1191 <https://osakas.johas.go.jp/>



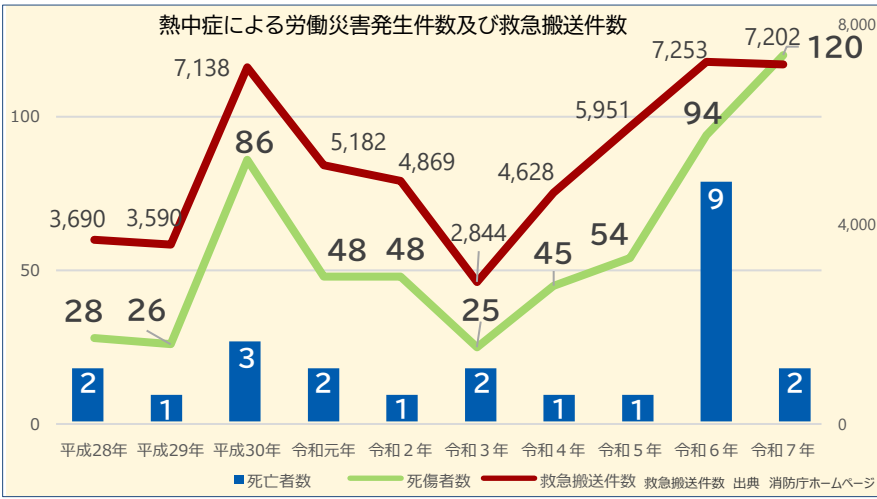
大阪労働局

主催：大阪労働局 労働基準部 健康課  
共催：大阪産業保健総合支援センター

— 職場における熱中症による死亡者ゼロを目指して —



# 熱中症を予防しよう!



大阪府内では、令和7年の職場における熱中症による休業4日以上**の死傷者数が100人を超え** そのうち**2人**がお亡くなりになっています。

また、この10年間では、**24人**の方が職場において熱中症によってお亡くなりになっています。

**熱中症**とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらがり等の症状や重症では**死にいたる**こともあります。

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

## 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月 (重点取組期間7月)



キャンペーン実施要項

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう!**

なお、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**医療機関へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。

### 重篤化防止措置

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業を行わせる場合は、「**報告体制の整備**」、重篤化防止のための「**手順作成**」、それぞれの「**関係者への周知**」について、あらかじめ措置しなければなりません。

### 暑さ指数とは

WBGTとも呼ばれ、気温に加え、湿度、風速、輻射熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数で、熱中症警戒アラートなど熱中症予防に幅広く利用されています。

### 異常時の対応

熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの医療機関の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも異変を感じた時には**すぐに医療機関へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

### 環境省 【熱中症（特別）警戒アラート】

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症（特別）警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症（特別）警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。令和8年度については、**4月22日から配信予定です。**

#### 〈配信サービス〉

- ・個人向けメール配信サービス：熱中症警戒アラート等
- ・個人向けメール配信サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・事業者向け電子情報提供サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・「環境省」LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

## キャンペーン期間（5月～9月）

STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の作業者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を確認するよう指導
□ 異常時の措置 <b>【一人きりにしない】</b>	あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請**

厚生労働省は働く人の熱中症を防止するためのポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

を運営しています

教育用教材として動画コンテンツや 万一の際の救急措置等の要点が記載された「熱中症応急手当カード」などを活用し熱中症予防を積極的に取り組みましょう



## 第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、**第2**に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を**第3**から選択して実施。

## 第2 熱中症リスクの評価

### 1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定  
有害性としては、
  - ① 高温・多湿な作業環境
  - ② 連続作業
  - ③ 通気性や透湿性の低い衣服・保護具
  - ④ 身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

### 2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

### 3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価  
WBGT 値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。  
WBGT 基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討  
作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。  
事業場の実情を踏まえて作業管理。  
高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

# 職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月18日 策定）

## 第3 熱中症リスクに応じた措置

### 1 労働衛生管理体制の確立等

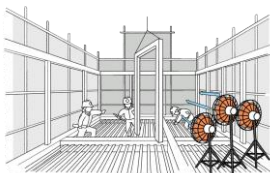
衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。

- 各種管理者等の選任と役割  
衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知



### 2 作業環境管理

- WBGT値の低減等  
発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等  
休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。



### 3 作業管理

- 作業時間の短縮等  
作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化  
計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング  
作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取  
水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却  
透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視  
高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例



### 4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認  
作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。



### 5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- 熱中症予防管理者労働衛生教育
- 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育



### 6 異常時の措置

- 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。
- 症状に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。



### 7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

## 令和 7 年の大阪府内の職場における熱中症の発生状況

令和 7 年は、6 月から 7 月初旬にかけて熱中症の発生件数が増加しており、平年より 3 週間以上も早い 6 月末の梅雨明けとなったことで、暑さへの順化が十分できていなかったことの影響が出ている。

また、熱中症全体の約 70% が 7 月下旬までに発生した。

令和 7 年の屋外の気温、WBGT 値と休業 4 日以上熱中症の発生状況について、6 月中旬以降で熱中症が発生した日についてはほぼ、最高気温が 31℃以上、WBGT 値が 28℃以上となっていた。(観測地点：大阪市)

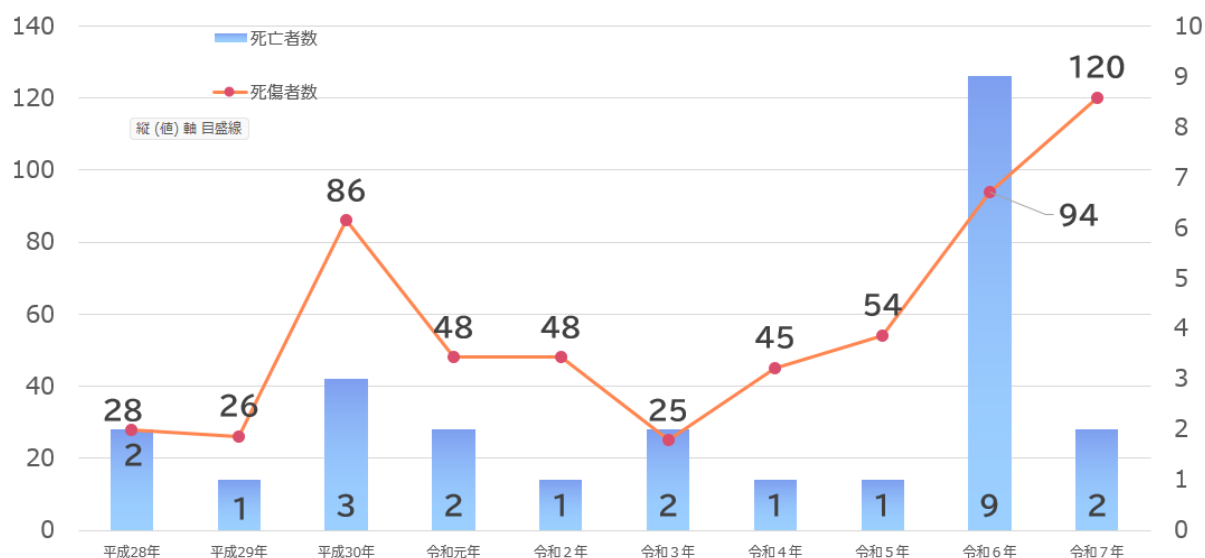
体調不良者をすぐに病院に搬送するという「緊急時の措置」が適切にとられていなかったと考えられる事案も複数発生している。

なお、全国の熱中症による死亡を含む休業 4 以上の死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっている (令和 7 年 12 月末現在速報値)。

- 熱中症による休業 4 以上の死傷者数は、前年より 26 人増加し 120 人であった。また、そのうち死亡者数は 2 人で、前年より 7 人減少したものの 12 年連続で死亡災害が発生している。

休業 4 以上の死傷者数

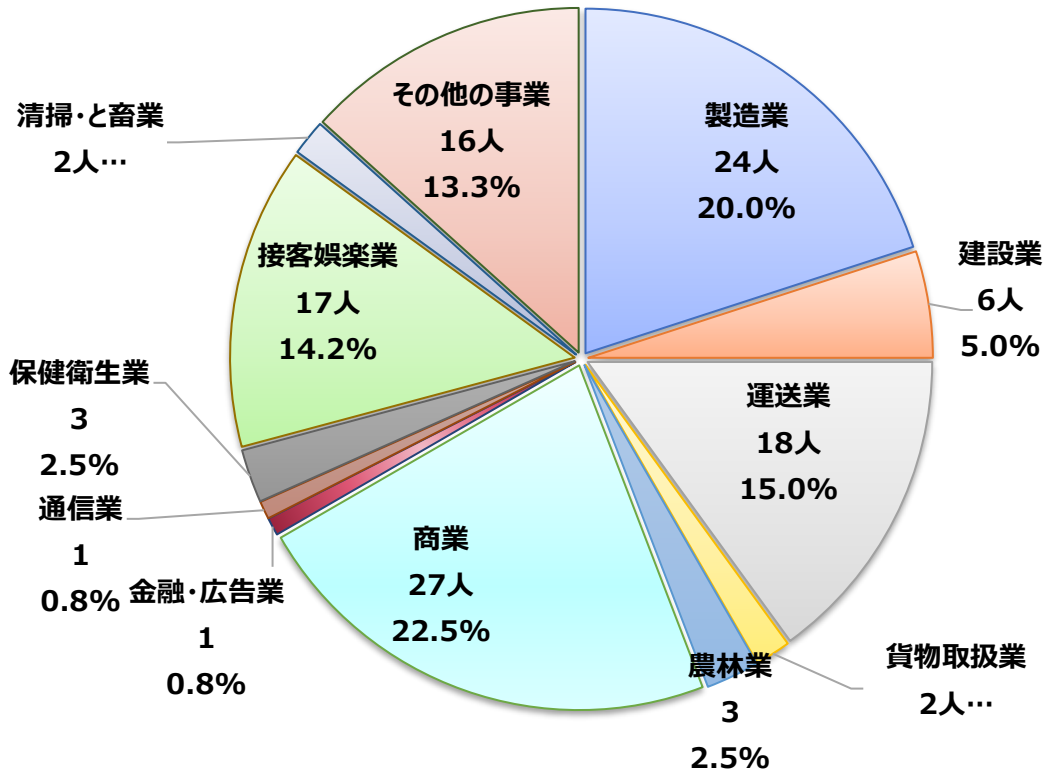
死亡者数



2 【休業4日以上の熱中症】

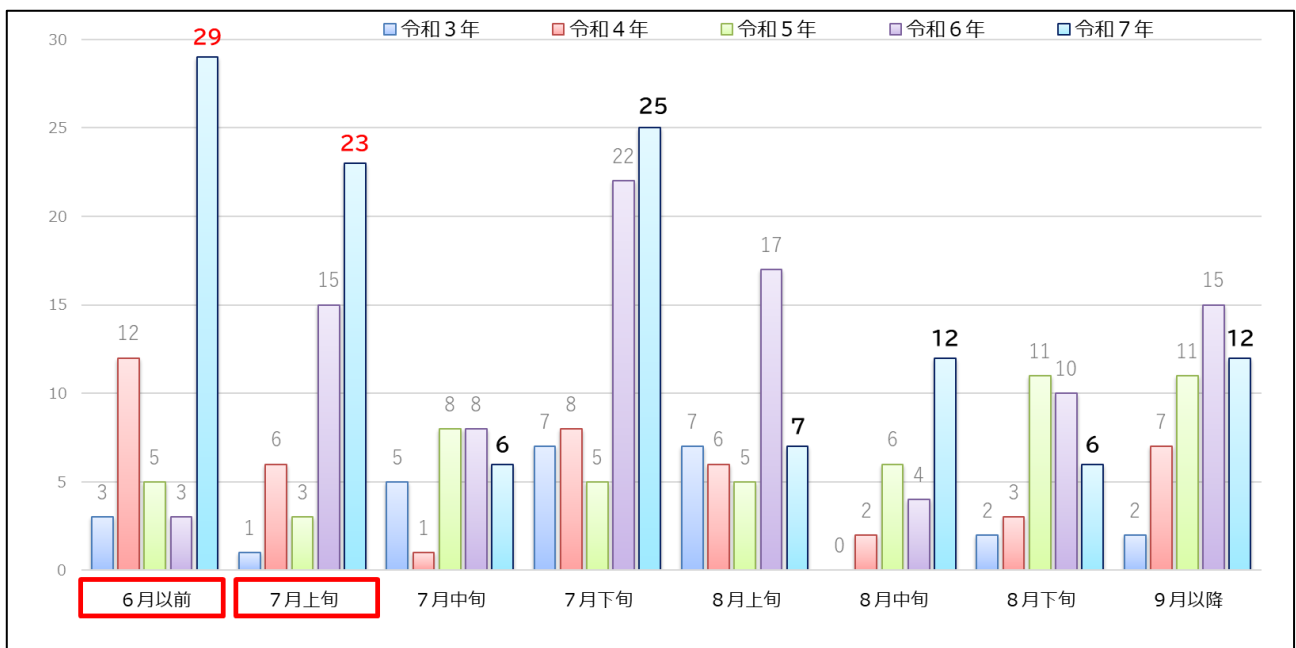
業種別では、製造業 24 人、建設業 6 人、運送業 18 人、貨物取扱業 2 人、農林業 3 人、商業 27 人、保険衛生業 3 人、接客娯楽業 17 人、清掃・と畜業 2 人となっている。

前年と比べ、建設業の割合が大きく減少し、製造業、商業、接客娯楽業の割合が大きく増加した。



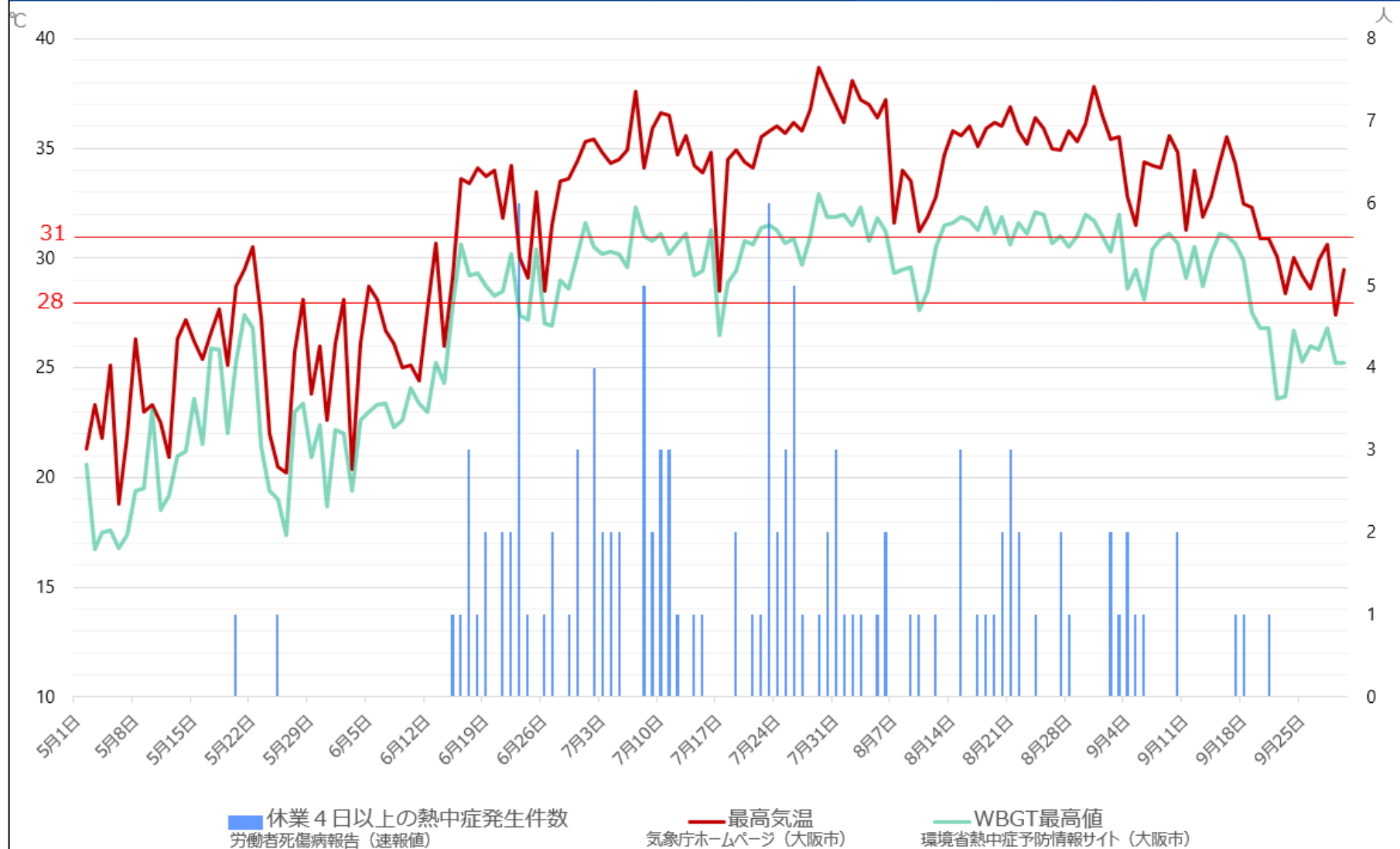
3 令和7年の発生時期は、6月以前から増加し、全体の約70%が7月下旬までに発生している。

例年より梅雨明けが早く、6月以前、7月上旬の発生数が多かった。



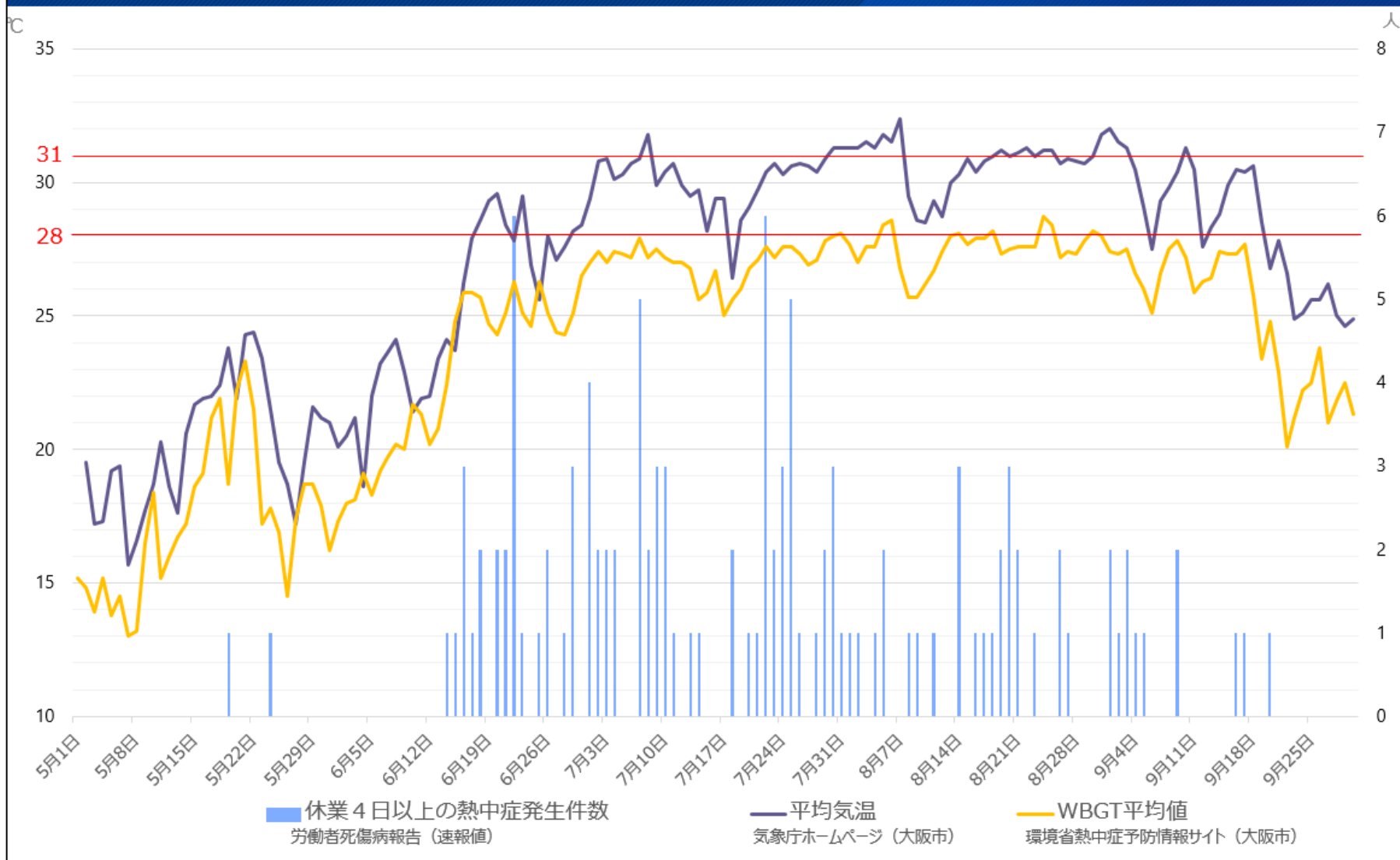
# 職場における熱中症による死傷者数の状況【大阪】（令和8年4月7日現在速報値）

## 日ごとの最高気温、WBGT最高値及び熱中症の発生件数（令和7年5月1日～9月30日）



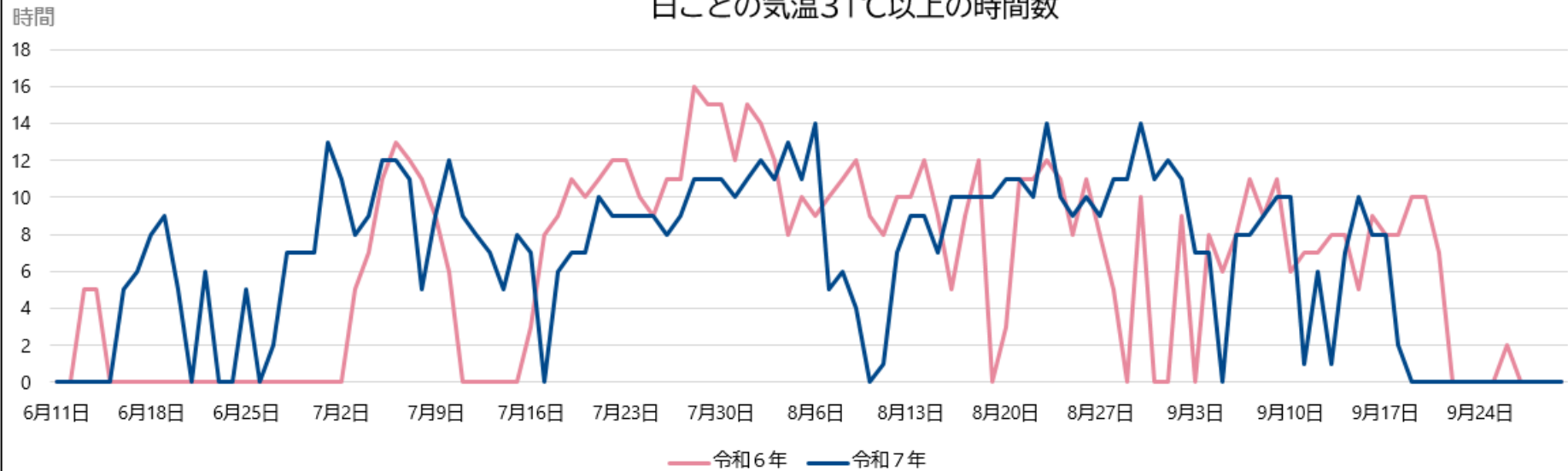
# 職場における熱中症による死傷者数の状況【大阪】（令和8年4月7日現在速報値）

日ごとの平均気温、WBGT平均値及び熱中症の発生件数（令和7年5月1日～9月30日）

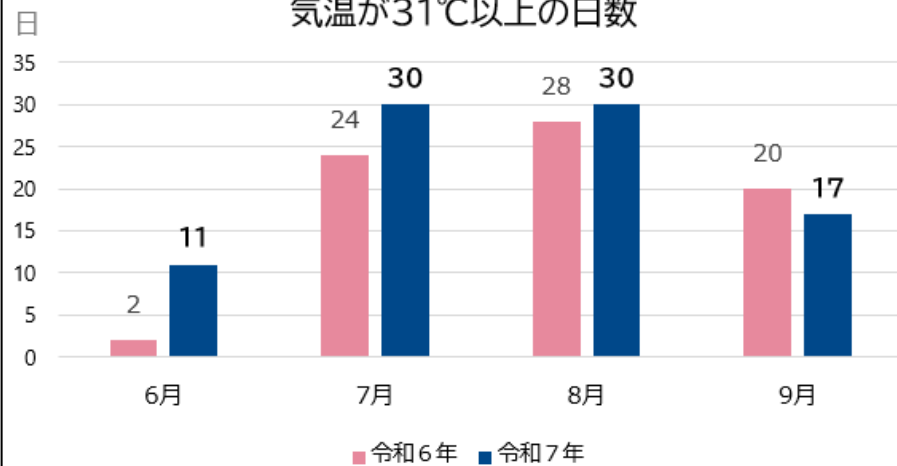


# 気温31℃以上の時間数・日数【大阪市】（令和6年と令和7年の比較）

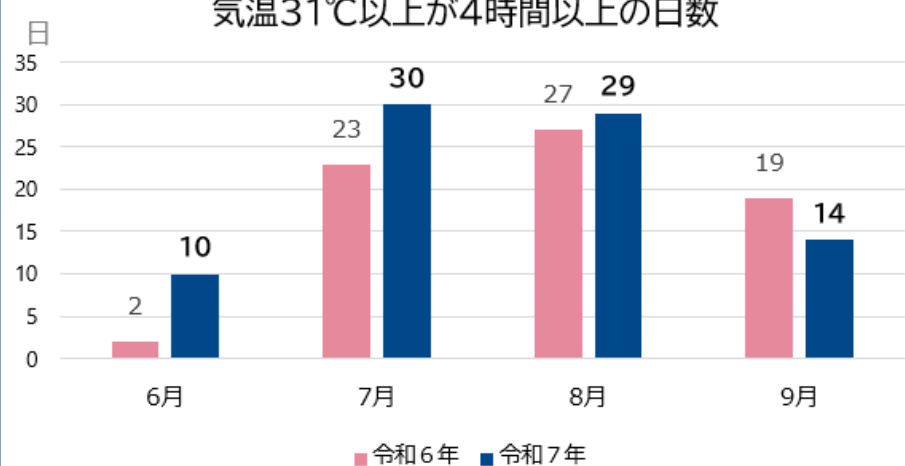
日ごとの気温31℃以上の時間数



気温が31℃以上の日数

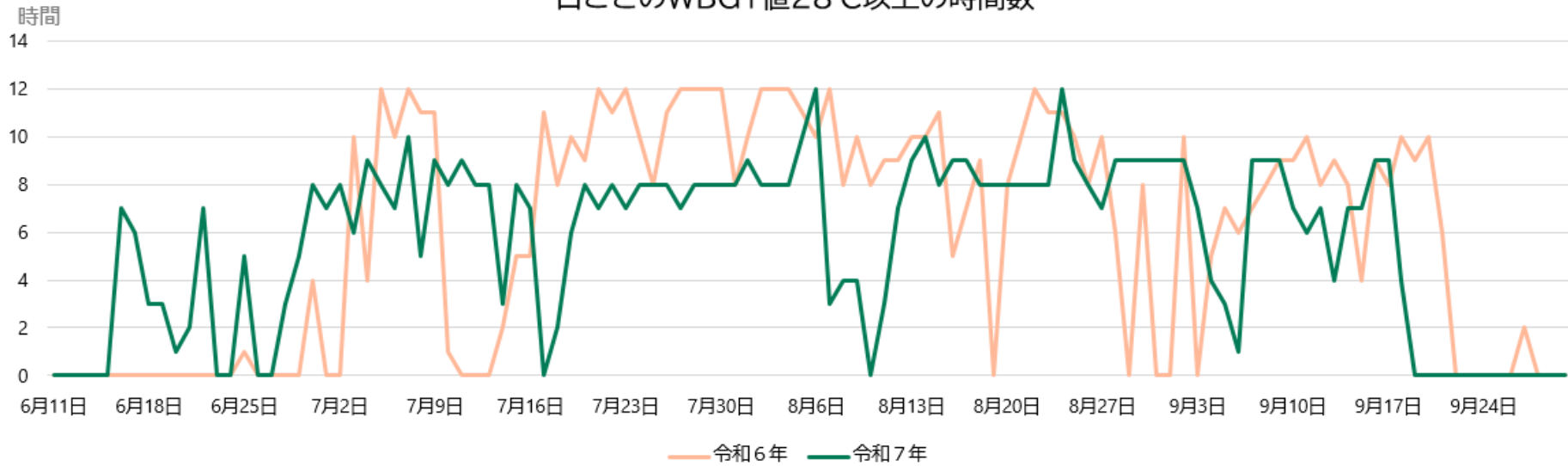


気温31℃以上が4時間以上の日数

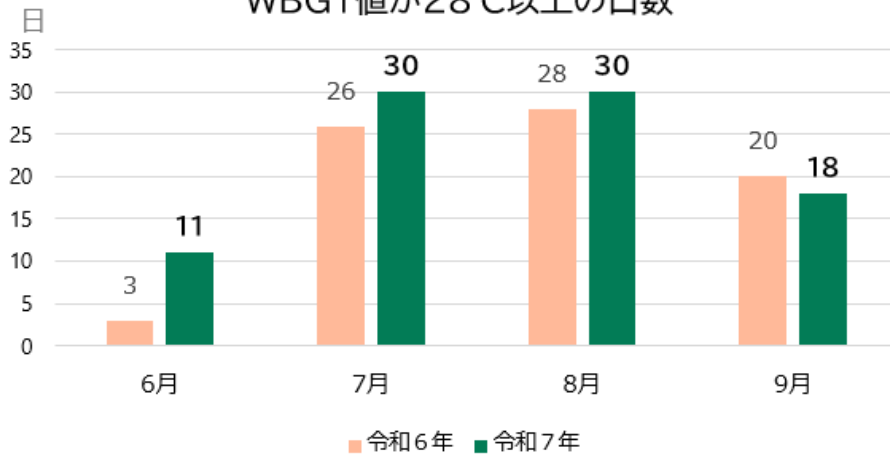


# WBGT値28℃以上の時間数・日数【大阪市】（令和6年と令和7年の比較）

## 日ごとのWBGT値28℃以上の時間数



## WBGT値が28℃以上の日数



## WBGT値28℃以上が4時間以上の日数

